

＼ 2026年度末までにご対応ください ＼

手形・小切手は 全面電子化へ



政府は、2026年度末までの **約束手形の利用廃止** **小切手の全面的な電子化** の方針を示しています。



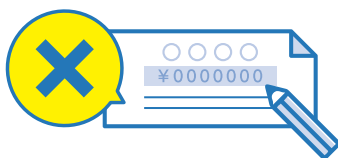
電子化に向けた対応が遅れると、
事業活動に支障が生じる恐れがあります。

取引先と
決済できない



政府方針を受け、紙の手形・小切手をやめる企業数が年々急増しており、各事業者においても「紙による取引方法の見直し」を迫られることになります。

手形・小切手帳を
入手できない



手形・小切手帳の製造メーカーでは事業撤退の意向を示しているほか、流通量が減少となる中で発行手数料が引き上げとなる可能性があります。

手形の代金取立を
依頼できない



一部の銀行では、2027年4月以降を期日とする手形・小切手について、期日管理を行う代金取立の受付を停止する動きがみられます。



百十四銀行

香川銀行

高松信用金庫

観音寺信用金庫

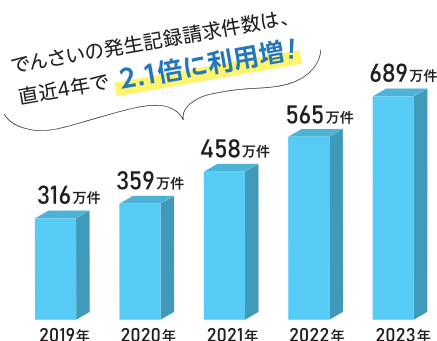
香川県信用組合

紙の手形・小切手の代替手段として、
電子的決済サービスをご利用ください。



電子的決済サービスとは？

紙の手形・小切手の代替手段となる、
インターネットを利用した決済サービスです。
主な電子的決済サービスとして、
インターネットバンキングによる振込や、
電子記録債権「でんさい」があります。



電子化にはこのようなメリットがあります！



① 事務負担軽減

押印や取立手続、発送等の
事務作業が不要！



② リスク軽減

現物がなくなるため、紛失や
盗難の心配なし！



③ コスト削減

郵送代、印紙代等のコストを
削減！

check!

でんさいネット「でんさいコスト診断」では、でんさいの
利用によって削減できるコストを算出できます。



いま着手すれば、2026年度末までに十分間に合います！

電子的決済サービスの導入には、以下のような準備が必要です。くわしくは、お取引店にご相談ください。

社内の環境整備

電子的決済サービスへの切り替えまでの
計画を立てましょう。会計システムや
事務フローの整備も必要です。

取引先への導入案内

電子的決済サービスの取り扱いを
開始した旨を取引先に伝え、
準備をしてもらう必要があります。

check!

でんさいネット「お取引先利用状況検索サービス」では、
既にでんさいに対応している企業を調べることができます。



本チラシについてのお問い合わせは、お取引の金融機関の窓口までお願いいたします。

 **百十四銀行**

FBサポートセンター

 **0120-456-119**

受付時間 平日9:00～17:00

 **香川銀行**

香川銀行 法人IBヘルプデスク

 **0120-100-459**

受付時間 平日9:00～17:00

 **高松信用金庫**

高松信用金庫 IB等コールセンター

 **0120-876-278**

受付時間 平日9:00～17:00

 **観音寺信用金庫**

事務部 為替課

0875-25-2181

受付時間 平日9:00～16:00

 **香川県信用組合**

くみれんでんさいネット専用ヘルプデスク

 **0120-230-605**

受付時間 平日9:00～18:00

2025年7月現在